

国立大学法人富山大学教育職員の任期に関する細則

平成20年9月9日制定

平成20年9月18日改正

平成20年10月14日改正

平成21年2月10日改正

平成21年4月1日改正

平成27年4月1日改正

令和元年9月24日改正

令和元年12月27日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、[国立大学法人富山大学教育職員の任期に関する規則](#)第2条第1項の規定に基づき、競争的資金等による事業（以下「事業」という。）により任期を定めて採用する教育職員の職、任期等に関し必要な事項を定める。

(任期を定めて採用する教育職員の職等)

第2条 任期を定めて採用する教育職員の職、任期等は、別表のとおりとし、その任期は事業の最終年度の年度末を超えないものとする。

(公表)

第3条 この細則を定め、又は改正したときは、ウェブサイトへの掲載等により公表し、広く周知を図るものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成20年9月9日から施行する。
- 2 別表中、大学院医学薬学研究部（薬学）の特命助教の任期については、別表の規定にかかわらず平成24年3月31日までとする。
- 3 この細則の施行日の前日に地域連携推進機構の特命教授にある者の任期については、別表の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。
- 4 この細則の施行日の前日に学生支援センターの特命准教授にある者の任期については、別表の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成20年9月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日において、改正前の別表に規定する部局等に任期を定めて採用された者で、この細則の施行日に現に在職する者は、改正後の別表に規定する学系に任期を定めて採用されたものとみなす。ただし、任期については、改正後の別表の規定にかかわらず、改正前の別表に規定された任期の残任期間と同一とする。

附 則

- 1 この細則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日において、改正前の別表に規定する部局等に任期を定めて採用された者で、この細則の施行日に現に在職する者は、改正後の別表に規定する学系に任期を定めて採用されたものとみなす。ただし、任期については、改正後の別表の規定にかかわらず、改正前の別表に規定された任期の残任期間と同一とする。

別表

学系	配置する部局等		事業名等	対象となる職	任期	再任の可否
薬学・和漢系	薬学部		障害者が主体的に参加する最先端生命融合科学教育	特命助教	4 年	不可
医学系	附属病院	専門医養成支援センター	大学病院連携型高度医療人養成推進事業（地域発信・統合型専門医養成プログラム）	特命准教授 特命講師	採用の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。再任の場合にあっては 2 年とする。	可（ただし、1 回限りとする。）
教育研究推進系	研究推進機構	学術研究・産学連携推進本部	地域連携推進事業	特命教授 特命准教授	3 年	可
	教育・学生支援機構	学生支援センター	新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（「オフ」と「オン」の調和による学生支援）	特命准教授	3 年	不可

		就職・キャリア支援センター	新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（富大流人生設計支援プログラム）	特命准教授	3年	不可
--	--	---------------	---	-------	----	----